報道関係各位

総務部長木村博充

# 令和8年度当初予算編成方針について

令和8年度当初予算編成方針を別添のとおり作成しましたので、報道方よろしくお願いします。

## 【連絡先】

総務部財政課

担 当:寒川内線:2256

連絡先: 0739-26-9918

各課等の長様

総務部長 木村 博充

#### 令和8年度予算編成方針について

我が国の経済は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復しており、 先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種施策の効果が回復を支えることが期待されていま す。一方で、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響など、景気を下押しするリスクに引き続き留 意する必要があるとされています。

国においては、本年6月に策定した「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、人口減少を見据えた持続可能な経済社会の実現に向け、全世代型社会保障の構築や少子化対策・こども若者政策の推進に取り組むとともに、賃上げこそが成長戦略の要という考え方の下、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現し、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」の実現を目指すとされています。

また、それを実現するための政策の核心として「地方創生 2 . 0」を掲げ、具体的には、安心して働き、暮らせる生活環境の創生、稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生、人や企業の地方分散などを強力に進めていくとされています。

国の令和8年度予算編成においては、基本方針2025等に基づき、財政健全化の「旗」を下ろさず、 経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に 重点化するとされています。

本市においては、少子高齢化や過疎化の進行、全国より早いペースで進む人口減少の影響などにより、労働力や担い手不足をはじめ、地域コミュニティの希薄化、地域公共交通の維持など、様々な地域課題が顕著となってきています。

また、時代の流れとともに、社会や住民が求める行政需要は多様化・複雑化するなど、私たち行政を取り巻く環境は大きく変化し、特に近年は、物価高の影響や労務費の上昇もあり、行政運営経費は大幅に増加しています。

一方、本市の中長期的な財政見通しについては、職員人件費や社会保障費は今後も高い水準で推 移するとともに、公共施設の老朽化対策に要する経費や大型公共事業の財源として発行した市債償 還費の増加、更には、生産年齢人口の減少などによる市税等の自主財源の減少も予測されています。

こうした中、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域産業の更なる振興に取り組むほか、交流人口・関係人口の創出、地方移住の促進、地域コミュニティの強化など、地域課題の解消に向けた地方創生の取組や子育て環境の充実をより一層推進するとともに、周辺自治体・企業・大学など多様な主体との連携が必要となります。

また、税収等の財源確保、経費の節減・合理化、費用対効果、必要性・緊急性を踏まえた事業の 取捨選択や公共施設の適正管理の徹底など、行財政改革の取組を積極的に推進し、これまで以上に 効率的・効果的な行財政運営を進めていかなければなりません。

以上のことから、令和8年度当初予算の編成においては、徹底した予算の重点化・効率化に取り 組むこととしますので、行政事業レビューの取組を踏まえ、事業の必要性・優先順位を再点検し、 財政健全化と行政需要への対応の双方を意識しながら、予算編成に当たってください。

### 《予算編成の基本方針》

令和8年度においては、"人口減少問題"に起因する様々な地域課題や新たな行政需要に対応するとともに、これまで築き上げてきたまちの基盤の上にたって、"未来へつながる新たな10年"を創造するため、下記5点を柱に、予算編成に取り組むこととします。

- 1. 個性を生かした活力あるまちを創造するため、交流人口・関係人口の創出や地方移住の促進のほか、観光地の高付加価値化、地域コミュニティの強化、田辺ONE未来デザイン構想の実現に向けた取組など、地方創生につながる施策を推進します。
- 2. 少子化の流れをやわらげ、安心して子供を産み育てることができるまちを創造するため、結婚・出産・子育て支援につながる施策を推進します。
- 3. あらゆる災害に対して強靭でしなやかなまちを創造するため、防災体制の充実と災害対応力の 強化に向けた施策を推進します。
- 4. 快適で持続可能なまちを創造するため、地域の脱炭素化やSDGs達成に向けた取組、デジタル技術の活用を推進するほか、広域連携、産官学金の連携、官民共創など、多様な主体との連携による施策を推進します。
- 5. 誰もが幸せを実感できるまちを創造するため、地域幸福度(Well-Being)の視点を取り入れ、 予算の重点化と効率化を進めるとともに、事業の必要性・優先順位を再点検し、強固な行財政 基盤の構築を推進します。

## 《全般的事項について》

- 1. 令和8年度予算は、総合的な年間予算とします。年間を通じて予測される歳入歳出を的確に把握し、1年間の予算を算出してください。
- 2. 枠配予算対象経費(経常・投資)については、各部等への枠配分とし、配分額は、前年度配分額とします。行政事業レビューの取組を踏まえ、事務事業の見直しを行い、既定経費の節減、合理化、簡素化に努め、枠配分額内で効率的・効果的な予算編成に努めてください。 なお、枠配予算対象経費に係る積算資料等の財政課への提出は不要であり、要求が明らかに不適正なもの等以外は、原則、ヒアリング及び予算査定は行いません。
- 3. 個別予算対象経費については、新規事業は、その妥当性を裏付ける客観的な根拠に基づき事業 構築等を行うとともに、継続事業についても、厳しく事業効果の検証を行い、成果・効果が乏 しい事業や時代に沿わない事業については、その存廃を含めた積極的かつ大胆な見直しを行っ てください。
- 4. 各種補助金事業及び市費の継ぎ足しや超過負担のある補助事業 (ソフト事業含む) については、 その必要性等を十分検討するとともに、積極的な見直しを行ってください。
- 5. 総合計画の実施計画で不採択となった事業については、受理できませんので留意してください。

- 6. 本市が直面する課題に対応した取組を推進するため、特別事業枠「未来へつながるまち創造事業枠」を設けます。以下の対象事業であれば、実施計画や庁内推進本部において議論がなされていない事業でも予算要求が可能ですので、原則、各部1事業以上の提案をお願いします。なお、提案事業の内容につきましては、市長査定(12月下旬)において、各課等の皆さんから直接説明していただくことを予定していますのでよろしくお願いいたします。
  - ◆未来へつながるまち創造事業枠
    - (1) 配分枠 特に設定しない。
    - (2) 対象事業 一般会計及び特別会計(水道事業会計を除く)において実施する、新たな10 年に向けた、本市の地域課題の解決や飛躍につながるソフト事業。 原則、単年度事業とするが、事業検証結果等により効果が認められるものに ついては継続実施を可とする。また、新規事業に限らず、既存事業の見直し 等により再構築した事業においても要求を可とする。
      - (例) ①交流人口・関係人口の創出や移住定住の促進につながる事業
        - ②子供を産み育てたいと望む人や多子世帯等への支援など、子育て環境の充実 に資する事業
        - ③デジタル技術の活用等により市民サービスの利便性向上に資する事業
        - ④広域連携、産官学金の連携、官民共創により持続可能な地域づくりにつながる事業 など
- 7. 民間委託や民間資金の活用、自治体DXの推進等により効率的・効果的な事業展開が期待でき、また行政水準が維持向上できるものについては、積極的にこれを推進してください。 なお、予算要求に当たっては、導入・転換に伴う費用対効果など、客観的な根拠が必要となりますので、そうしたことを含め、十分に検討を行ってください。
- 8. 予算が他の部課と関連のある場合や条例、規則等の制定改廃を要するものは、相互によく協議し、脱漏、重複のないよう十分配慮してください。 特に、行政局管内における事業予算についても、本庁所管課が主体性をもって要求することとしますが、行政局担当者と十分連携を図り、協議・調整のうえ予算要求を行ってください。
- 9. 特別会計及び企業会計においては、公営企業法等の主旨にのっとり、目的、効果及び将来の財政運営にも十分配慮しながら、経営の健全化を確保し、予算を編成してください。
- 10. 行政事業レビューにより見直しの対象となる事業については、10月中旬に別途連絡しますので、 適切に対応してください。

### 《歳入予算について》

#### 1. 市税

税制改正等、経済の動向を十分勘案した上で、確実な年間収入見込額を計上し、徴収率の一層 の向上に努めてください。

#### 2. 分担金、負担金、使用料、手数料

受益者負担の適正化を図り、公正な費用負担の確保に努めるため、類似都市及び県下各市との 均衡を考慮し、対象経費が上昇するなかで、経費に見合う料金等の見直しを検討してください。

#### 3. 国庫及び県支出金

国、県の補助金制度を熟知し、積極的に補助制度を活用するとともに、関係機関と密接な連絡 を図り、施策の動向を的確に把握し、確実な交付基準により算出してください。

#### 4. その他の収入

資料、実績等に基づき、的確な収入の確保・拡充に努めてください。

なお、枠配分に係る歳入について、使用料の改定や事業の見直しによる補助金確保など的確な 収入増に努めた場合は、その収入増分を歳出予算(事業費ベース)に上乗せすることが可能と なりますので、十分検討してください。

#### 5. 地方単独事業の財源確保

地方単独事業については、費用対効果を十分に考慮する中で、財源確保に努めてください。

#### 6. 公共施設等適正管理推進事業債の活用

R4~R8年度において時限的に措置されている公共施設等適正管理推進事業債を有効活用するため、個別施設計画の作成により公共施設の計画的な修繕に努めてください。

## 7. 予算要求書への記入内容

歳入予算の積算内容についても、歳出予算と同様、積算根拠や計算式など具体的に記入してください。

### 《歳出予算について》

#### 1. 予算見積に当たって

- (1)経常経費(人件費や扶助費(補助対象事業)を除く)及び投資経費のうち市単独事業については、各部への枠配分とします。枠配分額内での効率的かつ効果的な予算編成に努めてください。
- (2) 政策的事業については、その投資効果等を十分検討してください。
- (3) 旅費、需用費、役務費、備品購入費等の経常経費は枠配分となりますが、一層の節約に努め、新たな需要増については、原則として、事務の簡素化、合理化等により吸収を図ってください。
- (4) 個別査定の対象となる施設修繕や改修、施設の維持管理に必要となる備品(エアコン等) 更新にかかる経費については、既に提出されている公共施設修繕等に係る所要額調書に基 づき、予算要求してください。
- (5) 積算内容を十分精査し、遺漏のないよう予算要求を行ってください。また、今一度支出の 内容を念入りに確認し、適切な予算科目を選択してください。

### 2. 負担金、補助金及び交付金

枠配予算・個別予算に関わらず、従前の制度、慣習にとらわれることなく、補助効果を適切に 検討し、次の点に留意してさらなる整理統合に努めてください。

- (1) 既に補助目的を達成したもの又は期待された効果が乏しいと認められるもの
- (2) 社会情勢の変化により実情が合わなくなったもの
- (3) 市が関与すべき範囲を超えていると思われるもの
- (4) 奨励的補助金は3年間を限度とします

### 3. 扶助費、その他

国、県の補助基準を超える市単独負担経費等については、その見直しを行い、検討を加えてください。

### 4. 建設事業

総合計画の実施計画を基本とし、事業効果、事業の優先度・緊急度を検討し、市民生活に直結 するものを重点的に採択します。

(1) 補助事業

国、県の動向及び従来の事業実績並びに将来計画を検討しながら、国、県、市の経費区分を明確にし、市費の継ぎ足しや超過負担がないようにしてください。

(2) 市単独事業

実施事業の実態、効果、緊急度及び補助事業との関連等を考慮し、将来計画を含めて検 討してください。

# 予 算 編 成 事 務 手 続

### 《予算要求書等の作成》

- 1. 要求書については、IPK予算編成システムで作成してください。 歳入歳出予算要求書の経費区分については、枠配対象経費は「枠配経費」へ、個別査定・投資 経費・特別会計は「個別経費」に入力してください。
- 2. 新規事業や新規科目が生じた場合や大・小事業名の変更等については、提出期限を考慮し、余裕をもって財政課と協議してください。

歳入予算の歳出充当先が枠配経費と個別経費に分かれる場合、IPKシステム上、現在の科目とは別に、同じ名称の歳入科目(枠配分・個別分)を作成する必要がありますので、該当する科目があれば財政課と協議してください。

- 4. 【事業概要】欄及び【事業説明】欄には、事業内容を簡潔でわかりやすく記入してください。
- 5. 決算状況欄については、個別査定経費のみを対象とし、下記により記入してください。
  - (1) R 7年度欄については、4月~9月末までの執行額を記入し、R 2年度~R 6年度の欄については、数値を再度精査の上、決算額を記入してください。
  - (2) 目予算が複数の課または係にまたがる費目 (一般管理費、小学校管理費等) については、 各担当別の配当額に対する予算・決算額を入力してください。
  - (3) 最終予算額については、「当初予算額+補正予算額」を記載するものであり、流用額は含めないでください。

### 《予算要求書等の提出》

- 1. 予算要求に係る資料については、電子データで提出してください。
- 2. 別紙「予算要求書等の提出方法について」を参照の上、提出してください。
- 3. <u>提出期限は厳守してください。(期限を過ぎますとシステムへの入力ができなくなります。)</u> 〈提出期限〉
  - ○枠配対象経費(特別会計含む)

令和7年10月24日(金)

○個別査定対象経費

令和7年11月10日(月)

※市長特別枠を含む

- 4. 提出様式
  - (1) 歳入予算要求書
  - (2) 歳出予算要求書(事業説明・明細) ※歳出予算要求書は必ず帳票出力区分を「全体分」にしてください。
  - (3) 資料
    - ○歳入予算要求に関する資料
    - ○歳出予算要求に関する資料

<枠配>

• 当初予算重点事項

※事業内容を見直すもの、新たに取り組む事業について、作成してください。

·普通建設事業調書(様式1~3)

• 工事明細表

(目ごとに作成してください)

<個別>

• 予算要求項目一覧表

(目ごとに作成してください)

- 予算要求調書
- ·普通建設事業調書(様式1~3)
- 工事明細表

(目ごとに作成してください)

- ·会計年度任用職員 報酬等積算表
- (注意) 付属調書については、規定の様式を使用してください。

付属調書以外にも、各予算費目の積算・内容等がわかる資料を必ず提出してください。

★ I P K システムへの予算要求の入力方法について、質問事項等があれば、随時、財政課予算 担当者までお問い合わせ下さい。